

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

- ア 現行の給料表を別表第1のとおりに改定すること。
- イ 教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である教育職員の給料月額は、それぞれの給料表の額に次表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表(2)	3級	15,400円
	4級	7,700円
教育職給料表(3)	3級	15,600円
	4級	8,100円

(2) 諸手当

ア 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,900円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ8,850円、36,000円、12,000円）とすること。

イ 初任給調整手当

- (7) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円とすること。
- (4) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(7) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

イ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えないこととすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のウ及び2の(2)については令和8年6月1日から、第1の1の(1)のイについては令和9年1月1日から実施すること。